

○ 発行者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(2) (略) (3) 買付け等の目的 自己の株式を取得する目的等について具体的に記載すること。 <u>また、買付け等の後、当該株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。</u> (4) (略) (5) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数 a・b (略) c 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を具体的に記載し、<u>買付価格が直前の取引における価格と著しく異なる場合には、その差額の内容も記載すること。</u> d 「算定の経緯」欄には、<u>算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。また、買付価格の公正性を担保するためのその他の措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。</u> e (略) (6)～(13) (略)	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(2) (略) (3) 買付け等の目的 自己の株式を取得する目的等について具体的に記載すること。 (4) (略) (5) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数 a・b (略) c 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を記載すること。 (新設) d (略) (6)～(13) (略)